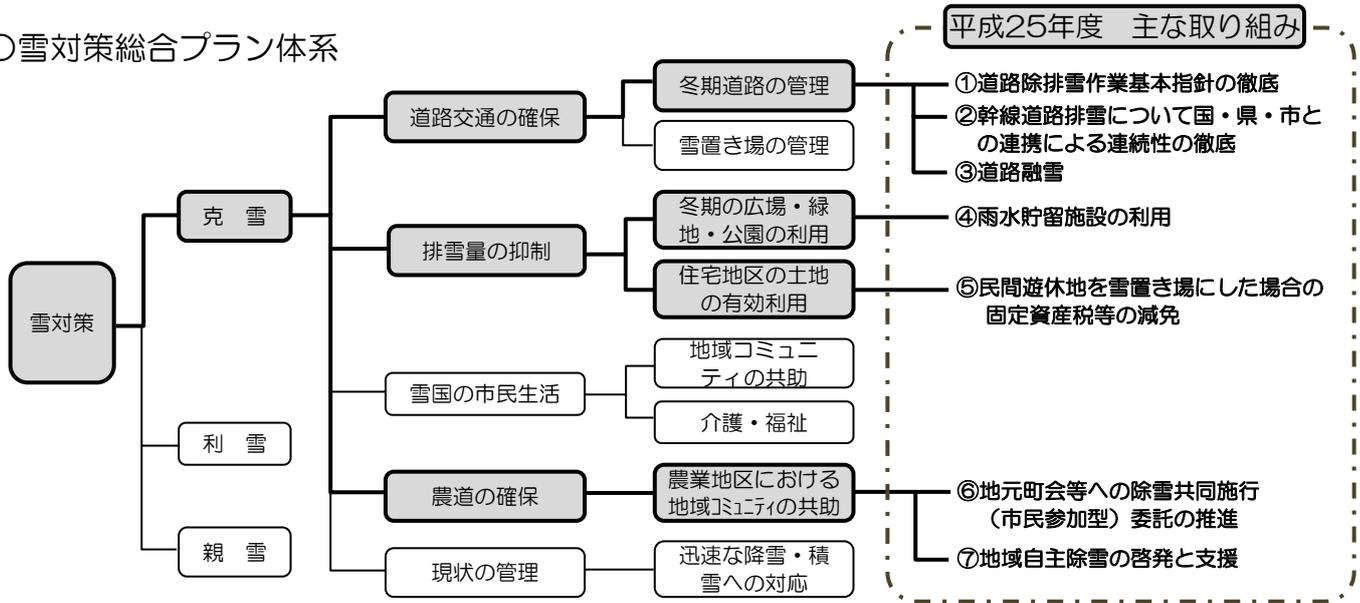


平成25年度 弘前市雪対策総合プラン（案）に則った主な取り組みについて

○雪対策総合プラン体系



①道路除排雪作業基本指針の徹底【道路維持課】

- 追従除雪モデル事業（H25.12月中旬～）
一般除雪にロータリ除雪車を追従させ、朝の通勤時前に道路幅員の確保をする方法を試験的に導入する。（約43km）

②幹線道路排雪について国・県・市との連携による連続性の徹底【道路維持課】

- 国、県、市の道路管理者による道路除排雪協議会を設置（H25.8.28）

③道路融雪【スマートシティ推進室】

- 地下水による散水融雪や温泉排水融雪の実証研究及び克雪モデルタウン整備事業補助金による融雪の稼働（H26.1月中旬～）

④雨水貯留施設の利用【スマートシティ推進室】

- 地下水による散水融雪の実証研究（H26.1月上旬～）

⑤民間遊休地を雪置き場にした場合の固定資産税等の減免【道路維持課・資産税課】

- 町会雪置き場事業（H26.1月上旬～）
住宅地の空地所有者が、町会の雪置き場として無償貸し付けを行った場合、その空地の固定資産税及び都市計画税の3分の1以内を減免する。

⑥地元町会等への除雪共同施行（市民参加型）委託の推進【農村整備課】

- りんご樹雪害対策農道等除雪事業（H25.12月中旬～）
除雪を行う団体に対し、活動に要する経費の一部を補助する。また、期間内1回程度のロータリー車の借上げや拡幅除雪をする経費についても補助対象経費とする。

⑦地域自主除雪の啓発と支援【道路維持課】

- 地域除雪活動支援事業（H25.12月上旬～）
モデル地区3町会において、個人所有の各種除雪機械や地域の空地を利用し、町会が主体となって生活道路の拡幅や排雪を行うものに対し、市が従事者及び除雪機械の保険加入を行い、燃料費の補助と空き地の固定資産税等の減免を行う。